

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

名義株の整理について

Q 弊社は会社設立時に社長の友人数人に名前だけ借りて会社を設立した経緯があります。資金もすべて社長が出し、実質的には社長が全株を保有していますが、**株主名簿には形式上の株主**が残っております。この名義株についてどのように対処すべきでしょうか？

解説

名義株は実質的な所有者を株主とすることとされており、とはいえ、できるだけ早く社長と名義人で話し合い、社長に名義変更すべきと思います。

1. 名義株の取扱い

名義株については、**法人税法上及び最高裁の判決において、実質的な所有者を株主とすることとされています**。名義株かどうかの判定においては、①株式取得資金の有無、②名義人と社長との関係、③株式取得の目的、④配当金の有無、⑤名義借りの理由の合理性などを総合的に勘案するとされています。

2. 名義変更の手続き

①社長と名義人で「私名義の〇〇株式〇〇株の実質的所有者は〇〇であり、名義変更を承諾する」旨の**確認書を交わし、公証人役場で確定日付を取る**とともに、各々自署と実印の押印、そして実印の印鑑証明書を入手することが大切です。

②確認書には、**金銭の拠出は社長がおこなっていること、名義人は配当を受け取っていないこと、名義人と社長の間で株式の贈与は行われていないこと**などを盛り込みましょう。

3. 株式の買い取り

名義人に配当を払っている場合や、実際に株券を名義人に渡している場合、名義人が株主総会で議決権を行使している場合などは単なる名義人ではないので、**株式の贈与があったとみなされます**ので、この場合は**株式の買い取りが必要**となります。

株式を買い取る場合は**時価により買い取る必要があります**ので、株価を引き下げた後に買い取るべきでしょう。また、買い取るのが会社である場合は、基本的に株主総会の決議事項となりますので、株主総会議事録等を作成し、預金通帳に資金移動の証拠を残す必要があります。

要するに…

名義株がある場合は、名義変更の手続きだけで済む場合も多いですが、中には買い取りが必要となるケースもあります。歴史のある会社の場合、株価も高くなっている可能性が高いので、**株価を引き下げてから買い取ることが重要**です。